

飯田市景観計画の変更（平成 20 年 10 月 1 日施行）

変更を行う箇所

（飯田市景観計画 16 ページ）

第 4 編として、「地域景観計画」を追加する。

第 1 章として、「川路地区」を追加する。

第 4 編 地域景観計画

第 1 章 川路地区

1 地域景観計画の名称

川路地域景観計画

2 地域景観計画の土地の区域

川路地区全域

3 景観育成の目標

川路地区は、市内南西部にあって、天竜川の右岸に位置しており、天竜川とこれに沿って続く段丘崖の緑は、この地区においても特長的な景観となっています。

古くから天竜川の氾濫に見舞われてきた地域でしたが、天竜川治水対策事業が完了し、このうち、土地地区画整理事業によって整備された区域においては、平成 14 年に川路地区計画が都市計画決定され、環境や景観に配慮した地域づくり、産業づくりが進められています。

また、天竜峡エコバレー地域は、名勝天龍峡と周辺の地域資源・観光資源の連携によって人を呼び込み、環境、産業、生活等の新たな交流を促進するための拠点と位置づけられており、都市との交流のさらなる進展が期待される地域です。

緑豊かな自然環境と地域固有の文化や景観を守り、ふるさとを誇りに思う心が育まれる地域づくりを進めるため、川路地区計画や名勝天龍峡再生による新たな景観の育成と、ふるさと川路にいつまでも残したい景観の保全に取り組むことにより、新たな交流を促進するための拠点到ふさわしく、かつ地域住民にとってもうるおいを感じられる景観を目指します。

4 景観育成の方針

前述のとおり、川路地区の一部では、川路地区計画に基づき環境や景観に配慮した地域づくり、産業づくりが進められています。一方で、天竜峡エコバレー地域は、新たな交流を促進するための拠点と位置づけられることから、この地域の観光資源・交流資源の中心としての名勝天龍峡の再生が急務とされており、自然景観の保全とともに、魅力ある観光地としての景観が求められています。

基本的な方針

景観育成の目標の実現

緑豊かで落ち着きがあり、住む人、働く人、訪れる人それぞれが魅力を感じられるような地域づくりに向けて、地域における景観の特性となっている名勝天龍峡と川路地区計画の区域を核とし、段丘崖の緑など周辺の景観との調和や、東の伊那山脈、赤石山脈、西の木曾山脈の眺望の確保などを図りながら、地区全体として一体的に景観の保全、育成を進めます。

具体的な内容

屋外広告物に関する制限

名勝天龍峡再生の取り組みや三遠南信自動車道天龍峡インターチェンジの開設により、都市との交流が活発になる効果が期待される反面、屋外広告物の乱立が懸念されます。

都市的土地利用が進展することによって、この地域の景観や風景が壊されることのないよう、景観に対し大きな影響を及ぼす要因の一つである屋外広告物に関する制限を導入します。導入にあたっては、川路地区計画による景観育成や、名勝天龍峡再生の取り組みとの調整を図り、地域全体の活性化に資するものとなるよう、行為の制限を定めることとします。

5 景観の育成のための行為の制限に関する事項

川路地区全域を飯田市景観条例第4条第4項の規定による景観育成特定地区に定めるとともに、飯田市屋外広告物条例第11条に規定する屋外広告物特別規制地域に指定します。

川路地区屋外広告物特別規制地域における広告物等に関する行為の制限に関する事項は、川路景観育成特定地区として別表4のとおりとします。

変更を行う箇所

(飯田市景観計画 31 ページ)

別表3の2「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の【屋外広告物の表示等の制限(屋外広告物許可地域等)】「2 屋外広告物特別規制地域」を次のように変更する。

2 屋外広告物特別規制地域

変更前	変更後				
地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を「屋外広告物特別規制地域」として指定した場合は、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。	次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。 地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>地域又は場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>川路地区屋外広告物特別規制地域</td><td>川路地区全域</td></tr></tbody></table>	名称	地域又は場所	川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
名称	地域又は場所				
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域				

変更を行う箇所

(飯田市景観計画 32 ページ)

別表4として「景観育成特定地区における広告物等に関する基準」を追加する。

「1. 川路地区」として次の表を追加する。

景観育成特定地区（屋外広告物特別規制地域）における広告物等に関する基準

・ 川路地区屋外広告物特別規制地域

1. 許可の基準

自己用の広告物等であること又は地上に設置する広告物等で複数の者が共同して表示し、設置し、若しくは改造する一の広告物等（以下「集合看板」という。）であることとし、次の（1）又は（2）の広告物等の区分に従い、当該（1）又は（2）に掲げる基準及び別表3（別表4に掲げる基準に相当するものを除く）に適合するものであることとする。

（1）自己用の広告物等の基準

（ ）は適用を示す

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア． 広告物等の 形態意匠	（ウ）材 料 ・ 反射光のある素材は使用しないこと。 （エ）色 彩 【色 調】 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とすること。 【色相・色数】 ・ 地色の色数を3以下とすること。（全体の面積の10分の1以下の一の色（合計面積）を含まない） 【動光等】 ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。						
イ． 建築物又は 工作物を利用した 広告物等の規模 等	（ア）屋上広告物 【本体の高さ】 ・ 建築物又は工作物からの高さ5メートル以下 （イ）壁面広告物 【表示面積】 ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の2以下						
ウ． 地上に設置 する広告物 等	【高さ】 ・ 地上からの高さ5メートル以下 【表示面積】 ・ 一面5平方メートル以下						
エ． 広告物等の 面積	・ 広告物等の一面の面積は10平方メートル以下 ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積の合計）は、20平方メートル以下。ただし、三遠南信自動車道の両側各500メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域にあっては、合計10平方メートル以下						

(2) 集合看板の基準

- ア 公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであること。
- イ 三遠南信自動車道の両側各 500メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域において表示し、又は設置するものでないこと。
- ウ その他市長が別に定める基準に適合すること。

この変更に関し市が実施した手続き等は次のとおりです。

平成 20 年 8 月 川路地域協議会への意見聴取（8月29日）

平成 20 年 8 月 パブリックコメントの実施（8月1日～8月31日）

平成 20 年 9 月 土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申（9月4日）